

犯行現場付近からのデータ生成

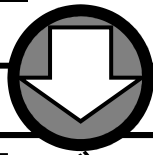
① < 犯行現場付近からの顔画像データの収集 >

(例)

設置者: コンビニ

被疑罪名: 強盗

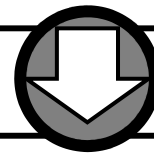
対象者: 被疑者 + たまたま居合わせた不特定多数の市民
→ 令状で収集



顔認証データベースの作成・登録

③ < 警察保有の顔画像データ → 顔認証データ生成 >

・身体の拘束を受けている被疑者の写真(刑訴法218条3項)
・令状、同意あるいは現行犯的状况における被疑者の写真
→ 顔認証データを生成



② < 顔認証データの生成 >

被疑者捜しをする場面で、現場付近の不特定多数の市民も顔認証データを生成される。

④ < 顔認証データベースの作成 >

常に、潜在的被疑者として、犯罪現場にいなかったか検索するため、データベースに登録

⑤ < 照合 >

検索により、犯行現場付近の近接時に、被疑者がヒット!

顔認証システムに対する法律による規制

(1) 利用条件の限定

上記②~⑤の各段階に対し、重大組織犯罪等のしほりかける。

(2) 個人情報保護委員会による監督

第三者機関によるチェックを行う。

(3) 基本情報の公表

(4) 被疑者・被告人等の権利